

これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子氏を指名
		日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任。役員、地方事務所長等を任命
	4月28日	法務大臣から、中期計画の認可を受ける
	5月25日	法務大臣から、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款の認可を受ける
	10月2日	業務開始（コールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任） 法務大臣から、（財）法律扶助協会からの権利及び義務の承継に関する認可を受ける
	平成19年	1月10日
	1月29日	電子メールでの情報提供業務を開始
	1月30日	関係機関・団体の相談窓口に関するデータベースをホームページ上で公開開始
	3月1日	広報誌「法テラス」（第6号から「ほうてらす」）創刊
	3月19日	法務大臣から、総合法律支援法第30条第2項の規定に基づき、日本弁護士連合会及び（財）中国残留孤児援護基金から業務を受託するための業務方法書改正の認可を受ける
	3月26日	夜間・休日に相談窓口に関する情報を提供する、自動音声応答サービスを開始
	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者（日弁連・中国残留孤児援護基金）との契約締結
	7月1日	コールセンターで、弁護士による情報提供を開始
	10月1日	日弁連委託援助業務開始 コールセンターで、裁判員制度に関する情報提供を開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	1月31日	ホームページをリニューアル
	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	9月－12月	民事法律扶助に対するニーズを明らかにする、一般対象調査、路上生活者対象調査、法テラス利用者調査を実施
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転
	5月20日	メールマガジン「ほうてらすPlus」創刊
	5月21日	裁判員制度スタート

		被疑者国選弁護制度対象事件の拡大	
平成22年	12月1日	法テラス・サポーターズクラブ（法テラスの応援組織）を創設	
	2月25日	コールセンターへの問い合わせ件数が業務開始から累計100万件を突破	
	2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示	
	3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行	
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可	
	10月5日	シンポジウム「市民と司法との架け橋を目指して」を主婦会館（東京・四谷）で開催	
平成23年	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始	
	3月23日	東日本大震災電話相談を開始	
	4月10日	梶谷剛理事長就任	
	4月27日	東日本大震災・被災者支援にかかる日弁連との基本合意を締結	
	6月9日	東日本大震災・被災者支援にかかる日本司法書士会連合会との基本合意を締結	
	10月2日	被災地出張所第1号「法テラス南三陸」開所	
	11月1日	「震災 法テラスダイヤル」（震災フリーダイヤル）開始	
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」開所	
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」開所	
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」開所	
	4月1日	「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が施行	
	4月2日	全国の法テラス地方事務所にて、東日本大震災法律援助事業を開始	
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」開所	
	11月16日-12月2日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施	
平成25年	1月7日	法テラス・サポートダイヤル利用件数が累計200万件突破	
	3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」（第1次報告書）発行	
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」開所	
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」開所	
	4月1日	公式Twitter開始 常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣	
	10月1日	被災地出張所第1号「法テラス南三陸」開所から2年 7か所の被災地出張所における相談件数10,000件を突破	
	12月1日	刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための制度の支援拡充	
	平成26年	2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
		3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
		4月1日	ハーグ条約事件が新たな援助対象に
4月10日		宮崎誠理事長就任	
平成27年	6月26日	多言語情報提供サービスを開始	
	3月31日	法テラス震災特例法延長	

平成26年度のおもな出来事

平成26年4月1日

ハーグ条約事件が新たな援助対象に

ハーグ条約実施法の施行により、国際的な子の連れ去りの事件（ハーグ条約事件）に限り、ハーグ条約締約国の国民又は締約国に常居所を有する海外在住の外国人の方も、民事法律扶助制度を利用することが可能となった。

4月10日

宮崎 誠理事長就任

5月26日

被災者法的ニーズ調査 最終報告書を発行

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者を対象にした、法的支援に関するニーズ調査の最終報告書。被災者の法的ニーズの実態と今後の法的支援のあり方などについて、多くの課題を明らかにした。

6月7日

東日本大震災 被災者支援シンポジウムを開催

東京都千代田区・弁護士会館において、「被災者への法的支援を考える」と題してシンポジウムを開催した。



▲パネルディスカッション「被災者への法的支援を考える」

6月26日

多言語情報提供サービスを開始

スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語に対応。0570-078377（おなやみ ナイナイ）に電話をいただくと、通訳を介して、日本の法制度や相談窓口情報を紹介する。

平成27年2月

認知度55.8パーセント

半数の国民に認知された。「どんなサービスを提供しているか知っている・利用したことがある」業務認知度は13.3パーセント。

2月7日

シンポジウム

「福祉と司法が連携する社会」開催

東京都中央区・東京コンベンションホールにて、司法ソーシャルワークをテーマに開催。福祉・司法関係者や一般の方等約250名の参加を得た。



▲パネルディスカッションの様子

3月31日

法テラス震災特例法延長

3年間の時限立法であった本特例法が改正され、平成30年3月31日まで延長された。これに伴い、震災法律援助業務の実施と7か所の法テラス被災地出張所の設置期限が3年間延長された。